

地方公共団体の再犯防止の取組を促進するための協議会

鳥取県地域連携協議会

開催結果報告書

令和4年3月

法務省・鳥取県

目次

1 はじめに

2 協議会の開催概要

3 現状・課題等

(1) 既存の取組の現状

- ア 鳥取県の主な取組
- イ 鳥取県と県内の市町村との連携した取組
- ウ 民間協力者における取組

(2) 明らかになった課題

- ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）
- イ 国や関係機関との連携の在り方
- ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）
- エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）
- オ その他（取組の効果検証の在り方など）

4 今後の取組について

(1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業

(2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方

(3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

1 はじめに

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）において、地方公共団体における再犯防止施策の実施責務と、「地方再犯防止推進計画」（以下「地方計画」という。）の策定義務が初めて明記された。また、翌29年12月に策定された国の再犯防止推進計画においては、7つの重点課題の一つとして、「地方公共団体との連携強化」が掲げられるなど、国と地方公共団体が連携した再犯防止施策の推進は、再犯防止にとって最も重要な課題の一つになっている。

それ以前にも、都道府県や市町村において、犯罪をした者への福祉的な支援は行われていたものの、罪を犯した者が抱えている特有の課題に対応した取組については、地方公共団体にノウハウが蓄積されておらず、法務省を始めとする国との連携体制についても、地域ごとに対応差が生じている状況であった。

そのような状況を踏まえ、法務省においては、平成30年度から令和2年度までの3年間で委託期間として、「地域再犯防止推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を行った。モデル事業は、地方公共団体と国が協働した事業・取組を確立することを目的として、全国36の地方公共団体へ委託する形で行われ、鳥取県においても、起訴猶予・執行猶予となった者等への入口支援など、地域の実情に応じた取組が進められた。

令和3年度においては、法務省は、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、①全国会議、②ブロック別協議会、③地域連携協議会の3つの会議をそれぞれ開催した。

このうち、地域連携協議会は、これまで地方公共団体で実施されてきた再犯防止施策の成果の共有に加え、再犯防止施策における都道府県と市町村との連携の在り方について検討を進めることを目的として開催したものである。

令和3年11月から令和4年2月にかけて、鳥取県のほか、愛知県と滋賀県で地域連携協議会を各3回ずつ開催し、各県及び県内市町村のみならず、民間協力者の方々との協議・意見交換を行った。

本報告書は、鳥取県の再犯防止施策の現状・課題等を整理するとともに、それらの課題解決に向けた取組の方向性等について検討を重ね、今般、その検討結果を取りまとめたものである。

2 協議会の開催概要

(1) 第1回

ア 日時

令和3年11月24日(水) 13:30～16:00

イ 場所

鳥取県立福祉人材研修センター1階ホール

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

鳥取県、鳥取市、米子市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町
湯梨浜町、三朝町、日吉津村

(イ) 民間協力者

一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター(鳥取県地域生活
定着支援センター)

(ウ) 国

厚生労働省社会・援護局総務課、法務省大臣官房秘書課
鳥取地方検察庁、鳥取少年鑑別支所、鳥取保護観察所

(2) 第2回

ア 日時

令和4年1月18日(火) 10:00～12:00

イ 場所

オンライン形式

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

鳥取県

(イ) 民間協力者

一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター(鳥取県地域生活
定着支援センター)、社会医療法人仁厚会(宿泊型自立訓練事業所
あずさ)、社会医療法人明和会医療福祉センター(相談支援センタ
ー サマーハウス)

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、鳥取地方検察庁、広島矯正管区、鳥取刑務
所、鳥取少年鑑別支所、鳥取保護観察所

(3) 第3回

ア 日時

令和4年2月9日(水) 13:30~16:00

イ 場所

オンライン形式

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町
北栄町、日吉津村、日南町

(イ) 民間協力者

鳥取県保護司会連合会、鳥取県就労支援事業者機構、公益社団法人
鳥取県再犯抑止更生協会、NPO法人鳥取ダルク、社会医療法人明
和会医療福祉センター(渡辺病院)、社会医療法人明和会医療福祉
センター(相談支援センター サマーハウス)、一般社団法人とっと
り東部権利擁護支援センター(鳥取県地域生活定着支援センタ
ー)、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、社会福祉法人倉吉市社
会福祉協議会、社会福祉法人岩美町社会福祉協議会、社会福祉法人
こうほうえん(鳥取北地域包括支援センター)、社会福祉法人あす
なる会(鳥取西地域包括支援センター)、社会福祉法人鳥取福祉会
(鳥取南地域包括支援センター)、社会福祉法人鳥取福祉会(鳥取
東地域包括支援センター)、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
(鳥取市西部地域包括支援センター)、社会福祉法人米子市社会福
祉協議会(米子市ふれあいの里地域包括支援センター地域包括支援
課)、一般社団法人サンワーク(就労継続支援B型作業所)、社会福
祉法人養和会 宿泊型自立訓練施設はばたき、社会福祉法人鳥取こ
ども学園 自立援助ホーム鳥取フレンド、米子生活と健康を守る会

(ウ) 国

鳥取家庭裁判所、法務省大臣官房秘書課、鳥取地方検察庁、広島矯
正管区、鳥取刑務所、鳥取少年鑑別支所、鳥取保護観察所

3 現状・課題等

(1) 既存の取組の現状

ア 鳥取県の主な取組

(ア) 鳥取県（第1回～第3回）

- 平成30年4月に策定された鳥取県再犯防止推進計画においては、以下の5つを基本方針として設定し、取組を推進している。
 - ①「国と民間団体等との連携強化」
 - 鳥取県再犯防止推進会議での情報共有や進捗管理など
 - 鳥取県社会生活自立支援センターを設置し入口支援を実施（現在は地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）に業務を引継）
 - ②「就労と住居の確保」
 - 鳥取県居住支援協議会と連携した家賃債務保証事業の実施
 - 県立ハローワークに専門就業支援員を配置
 - ③「保健医療・福祉サービスの利用と促進」
 - 薬物やアルコール等の依存症について、専門医がいる県内の病院を薬物依存症の相談拠点・治療拠点として位置付け
 - ④「非行防止、学校等と連携した支援」
 - 鳥取法務少年支援センターと鳥取地区BBS会が連携した学習支援を実施
 - 鳥取法務少年支援センターと鳥取県において、県内の県立高校や市町村、社会福祉協議会等を訪問し、鳥取法務少年支援センターとの今後の連携について呼び掛けを実施
 - ⑤「民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進」
 - 高齢者・障害者施設の職員を対象とした事例検討会の開催
 - 市町村の各関係課（高齢、障害、生活困窮など）を対象とした研修会の開催
 - 県庁内での作業製品の展示販売会の開催
 - 鳥取地方検察庁や鳥取県弁護士会を対象とした入口支援の勉強会の開催
- 全国各地の刑務所に慰問活動を行っている鳥取県出身のPaix2（ペペ）を「とっとりふるさと大使」に任命した。
- 保護司確保のため、県職員退職予定者説明会にて、保護司制度のパンフレットを配布した。
- 鳥取県の社会福祉協議会に依頼し、鳥取刑務所で実施している篤

志面接委員によるクラブ活動へ講師の派遣を行った。

- 計画策定と同時に「再犯防止推進協議会」を設置し、国の関係機関や民間団体等との間で、各機関等の取組について情報共有を行い、連携のできる関係の構築につながった。

(イ) 厚生労働省（第１回）

- 地域生活定着促進事業の業務

- ①コーディネート業務

- 矯正施設退所者に対し、保護観察所からの依頼により、福祉サービスに係るニーズの確認や調整等の実施

- ②フォローアップ業務

- 上記①を経て、矯正施設退所後に福祉施設等を利用している者に関し、受入れ施設等に対して必要な助言等を実施

- ③相談支援業務

- 矯正施設退所者等の福祉サービスの利用に関し、本人又は関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を実施

- ④関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

- 上記①～③を円滑に行うために実施

- これまでの出口支援に加え、令和３年度から被疑者等支援業務を開始し、都道府県に対して事業費の補助をしている。実施主体である都道府県は民間の法人に委託している。

- 被疑者等支援業務の支援スキームについては、本人の希望や保護観察所からの依頼に基づき、更生緊急保護の枠組みでの実施としている。

- 社会福祉法による重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）は、属性を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。令和３年度において、鳥取県内では北栄町が重層事業を実施しており、鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、湯梨浜町及び琴浦町が重層事業への移行準備事業を実施している。

(ウ) 鳥取保護観察所（第３回）

- 被疑者等支援業務（入口支援）での「鳥取バージョン」の実施

- 鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取地検、鳥取保護観察所の三者により、支援対象者が更生緊急保護による入口支援の必要な者に該当するかどうかの協議を実施

- 「地域定着支援に係る連絡協議会」の開催

- 定着支援センターと鳥取刑務所の共催で、県内３か所で、高齢・障害等で自立困難な刑務所出所者等の地域定着のため、地方公共

団体の担当者や福祉施設等の職員への理解を図ることを目的に実施

(エ) 鳥取少年鑑別支所（鳥取法務少年支援センター）（第3回）

○ 地域援助業務の実施

→県内の小中学校や高校における法教育（出前授業）のほか、非行防止教室、教員向けの研修等を実施

イ 鳥取県と県内の市町村との連携した取組

(ア) 鳥取県（第1回）

○ 鳥取県再犯防止推進計画に基づき、以下の取組を推進している。
（再掲）

①「国と民間団体等との連携強化」

→鳥取県社会生活自立支援センターを設置し入居支援を実施
（現在は定着支援センターに業務を引継）

②「保健医療・福祉サービスの利用と促進」

→薬物やアルコール等の依存症について、専門医がいる県内の病院を薬物依存症の相談支援・治療拠点として位置付け

③「民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進」

→市町村の各関係課（高齢、障害、生活困窮など）を対象とした研修会の開催

→県庁内での作業製品の展示販売会の開催

(イ) 鳥取県地域生活定着支援センター、あずさ、サマーハウス（第2回）

○ 特別調整において、生活保護のケースが多いため、倉吉市の福祉課と事前に連携しているほか、生活保護費の支給決定の部分であれば、障がい福祉課と連携を取りながら入所準備を進めている。2年の支援期間後に在宅サービスに移行する際にも倉吉市と連携を取っている。

【あずさ】

○ 市が主体の自立支援協議会にも参加し、地域生活支援での課題の共有や協議を実施している。【鳥取県定着・サマーハウス】

(ウ) 鳥取県地域生活定着支援センター（第3回）

○ 鳥取市と連携し、「鳥取市地域福祉推進委員会」、「鳥取市地域福祉計画作成委員会」、「更生支援関係機関の連携協議会」へ参加している。

○ 日常的に、各市町村担当課、地域包括支援センター、基幹相談支援センターと連携しているほか、重層事業の取組を進めている北栄町にも相談を行っているケースがある。

ウ 民間協力者における取組

(ア) 鳥取県 (第1回)

○ 再犯防止推進計画に基づき、以下の取組を推進している。(再掲)

- ①「国と民間団体等との連携強化」
→鳥取県社会生活自立支援センターを設置し入居支援を実施
(現在は定着支援センターに業務を引継)
- ②「就労と住居の確保」
→鳥取県居住支援協議会と連携した家賃債務保証事業の実施
→県立ハローワークに専門就業支援員を配置
- ③「保健医療・福祉サービスの利用と促進」
→薬物やアルコール等の依存症について、専門医がいる県内の病院を薬物依存症の相談支援・治療拠点として位置付け
- ④「非行防止、学校等と連携した支援」
→鳥取法務少年支援センターと鳥取地区 BBS 会が連携した学習支援を実施
- ⑤「民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進」
→高齢者・障害者施設の職員を対象とした事例検討会の開催

(イ) 鳥取県地域生活定着支援センター (第1回)

○ 定着支援センターでの事業の分類

①成年後見部門

②LSW 部門 (リーガルソーシャルワーク部門)

※平成27年1年間の鳥取県での件数

- | | | |
|---|---|---------|
| ・ 起訴猶予者が699人 | } | 入居支援の対象 |
| ・ 執行猶予者が90人 | | |
| ・ 罰金・過料が1,201人 | | |
| ・ 出居支援の対象となる刑務所出所者等のうち仮釈放者が98人、満期釈放者が159人 | | |
| →特別調整でつながる人は年間10名前後で推移 | | |

○ 同じ犯罪をした者であっても、被害者のような形ではあるが共犯と認定されて刑務所に入ってしまった者等、色々な境遇の者がいるので、それぞれの個性に着目する必要がある。

○ モデル事業の入居支援では、3年間で139件の相談があり、相談依頼者は、弁護士が58件、検察庁が36件、更生保護施設が7件、市町村が8件であった。連携先として、市町村が48件、病院が50件などである。

○ これまでの事例として、建造物侵入・窃盗罪で執行猶予となった60代男性について、弁護士からの依頼に基づき、生活保護申請や

年金受取りについての計画を鳥取市生活福祉課と鳥取年金事務所へ相談した。住居については、本人と不動産屋をつなぎ、連絡の取れている身内に身元保証人となる依頼を行ったほか、釈放後はあんしん賃貸支援事業の相談員も支援に加わった。

- 支援対象となる者については、市民として立派に社会参加するという視点を持ってもらうことも重要である。

(ウ) 鳥取県地域生活定着支援センター、あずさ、サマーハウス（第2回）

- 法務省関係機関からは、本人の障害、病名、犯歴、過去・現在の生活歴、家族関係、支援に関するその他情報の提供を受けており、こういった情報を基に所内で入退所判定会（医師、医療者が参加して検討をする場）を実施【あずさ】

- 保護観察官や保護司との定期的な面談のほか、矯正施設のソーシャルワーカーとも円滑にコミュニケーションを取っている。【あずさ】

(エ) 鳥取県保護司会連合会（第3回）

- 各市町村での地方計画の策定について、鳥取保護観察所や各地域の保護司会と協力しながら、提案等を行っている。

(オ) 鳥取県就労支援事業者機構（第3回）

- 協力雇用主の開拓を進めており、県立ハローワークと連携しながら、農業法人の協力雇用主登録に力を入れている。
- 更生保護施設の入所者等に対し、免許取得の経費の補助、就職時の健康診断の経費等の支援などを行っている。

(カ) 鳥取県再犯抑止更生協会（第3回）

- 刑務所において、出所を控えた者を対象に月2回ほど講習会を実施し、出所後の生活についての助言を行っている。

(2) 明らかになった課題

ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）

(ア) 市町村側としては、罪を犯した者の支援においては、福祉分野だけでは手に負えないというような案件もあったりする。そういった時に、保護観察が付いていると、司法の分野からの支援が入るため安心だという声もあった一方、保護観察が付いていない方の支援は不安だという声も実際ある。【鳥取県定着／第1回】

(イ) 刑務所に入る前の情報（どのような生活をされていたかに加え、その際に関わっていた方からの情報）をもう少し欲しい。加えて、地域生活するに当たっての課題の整理等があると、出所後の支援がスムーズになる。【サマーハウス／第2回】

(ウ) 可能であればあらかじめ WAIS や CAPAS 等の検査結果等も共有していただきたい。また、他県の定着支援センターの状況を伺ったりすると情報提供の内容に地域差があるように感じている。【鳥取県定着／第2回】

(エ) 出所後、地域に戻った段階で支援が始まった対象者については、本人の同意がない場合、刑務所や保護観察所から情報が得られない。出所後、地域に戻り支援が始まってから本人の同意を取るとなると、少し時間が必要になってくる場面があり課題である。【鳥取県定着／第2回】

(オ) なぜ当施設を希望しているのか等のニーズの聴き取りを行って欲しい。当施設の目的と本人のニーズが一致しないことがあり、入所後に施設生活に適応しにくいこともある。【サマーハウス／第2回】

(カ) 本人の在所中に支援のニーズを正確にくみ取るためには、事前の情報に基づき本人と何度か面会して情報を伺うしかなく、本人との信頼関係が重要である。また、地域社会に戻ってから問題行動を起こさないようにするため、刑務所での生活状況と結びつけながら対応策を検討していく必要がある。【鳥取県定着／第2回】

(キ) 少年院の退院後も、保護観察官や保護司以外で、可能な限り地元の健全な大人が支援対象者に関わりを持てるようにした方が良い【鳥取少鑑支／第3回】

イ 国や関係機関との連携の在り方

(ア) 入口支援における時間的な制約により、支援依頼後の勾留日数が少ない中、関係機関との協議・調整を行い、支援の見立てを行う必要がある。【鳥取地検／第3回】

(イ) 鳥取県は他県と比較すると一時保護施設としてのシェルターが少ないため、今後開拓をしていく必要があると考えている。【鳥取県定着・鳥取保護観察所／第2回、第3回】

ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）

(ア) 鳥取県における入口支援の実際の支援数について、起訴猶予や執行猶予となる者が多いため、出口支援と比べて、桁が違いくらいに多いという状況が数年間続いていることから、市町村や関係機関等の連携が不可欠である。【鳥取県／第1回】

(イ) 鳥取県が都道府県として初めて地方計画を策定した当時、更生保護や再犯防止の取組は関係ないという反応も、関係部署の中にはあったと聞いている。再犯防止が大きな目的になるのではなく、個人が地域で安心して暮らすために必要な施策を進めることが、ひいては、その地域定着や再犯防止につながるという趣旨を説明していく必要があった。再犯防止を主たる目的とする事業を新たに始める趣旨ではなく、それぞれの既存の事業が再犯防止につながるのだという説明を行い、なんとか御理解をいただいた。【鳥取県／第1回】

(ウ) 「断らない支援」のためにも、罪を犯した者が凶悪犯罪者だけではないといった実態を、地域定着の活動も含めて、地域の方に知っていただくことが必要である。【法務省／第1回】

→ 住民、市町村、関係機関などとも共通認識を作っていくための広報活動を進めていきたい。【鳥取県／第1回】

(エ) 地域における住民の安心感や再犯のない安全で安心な地域、よりよい地域作り、よりよい住民の方の生活、公共の福祉の向上のために地方計画を作っていただきたい。地方計画策定依頼の目的を含め、周知していく必要がある。【鳥取保護観察所／第1回】

(オ) 米子市の地方計画の策定に当たり、就労や住居の支援等が主たる取組であることから、既に策定済みの地域福祉計画に基づく施策の活用が重要であるとして、他部局からの理解も得られた。【米子市／第3回】

エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）

(ア) 相談員が社会福祉士のため、福祉サービスの計画を立てることは得意であるが、市町村の高齢課、障害課、地域包括支援センター、相談支援事業所、県市の生活保護課との連携は必須であり、住居の確保と就労支援については、鳥取県居住支援協議会、県営・市営住宅、県立ハローワークとの連携が重要である。【鳥取定着／第1回】

- (イ) 市町村とのつながりを最初に固めた上で、次の自立の段階に進んでいく必要がある。【鳥取定着／第１回】
- (ウ) 地方公共団体との連携において、やはり顔の見える関係性づくりが重要である。また、支援をする際には支援者同士で役割分担をし、しっかりと連携体制を取っていく必要があり、横のつながりをもっていくということが重要である。【鳥取定着／第１回】
- (エ) 市町村再犯防止推進計画策定における連携状況として、米子市再犯防止推進計画についての担当者の顔合わせや、鳥取市再犯防止推進計画（地域福祉計画の包含）の策定に向けた会議に出席している。【鳥取定着／第１回、第３回】
- (オ) 他者との人間関係における信頼関係の構築での障壁や様々な生きづらさに由来した SOS の潜在化が問題である。犯罪がきっかけで SOS が顕在化することがあり、速やかに専門相談窓口につなぐために、早期発見、早期対応ができる体制を地方公共団体と構築することが重要である。【鳥取定着／第１回】
- (カ) 定着支援センターの関わりについて、メリットがある時期と、地域に定着した後は定着支援センターが関わるとデメリットが発生する時期があるが、フォローアップは必要である。【鳥取県定着・サマーハウス／第２回】
- (キ) 刑事司法手続を離れた者について、全て地方公共団体で対応することは荷が重い。福祉分野での支援については、市町村の強みではあるものの、更生支援という専門的な知見はまだ不足しているため、それに関連する相談体制があると有難い。まずは顔の見える関係づくりとして協議会等を立ち上げ、具体的なケースの中で、専門的な知見からの助言やフォローなどがあると良い支援につながるのではないかと。【鳥取県／第３回】
- (ク) 特に住居の支援に当たり、刑事司法手続から離れ、民間協力者の支援にもかからず、支援の間に落ちてしまっている者を国において把握し、どのようにフォローしていくかについての検討が必要なのではないか。【鳥取県再犯抑止更生協会／第３回】

オ その他（取組の効果検証の在り方など）

- (ア) 市営住宅に入る時に連帯保証人が必要と言われるが、ハードルが高く、連帯保証人を見つけられない方がかなりいる。しかし、ある市の市営住宅の条例では例外があり、市長が必要と認める場合には連帯保証が不要になるというもので、必要と認める場合として、高齢者や障害者も範疇として入っており、例外適用をきちんと運用して欲しい。

住宅セーフティネット法という形が民間で進んでいるものの、そこでの大家との関係が難しく、大家が差別なく受入れを認めてくれるかどうか非常に大事である。【鳥取県定着／第1回】

(イ) 入口支援からの関わりの場合でも特別調整と同じように、刑事施設においてアクリル板なしの面会ができれば良い。【鳥取県定着／第2回】

(ウ) 再犯を起こしてしまうというのも一つの経過として捉えるようにし、刑務所にまた入ったとしても、相談を受けないと言うことではなく、つながりが切れてしまわないような支援が続けられると良い。【サマーハウス／第2回】

4 今後の取組について

(1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業

ア 鳥取県としては、引き続き入口支援を関係機関と連携して進めていき、住居の確保における問題（長期的に居住可能な場所、シェルター等の住居のストックなど）についても、検討を進めていく必要がある。

【鳥取県／第3回】

イ 令和4年度に予定している県の計画の更新において、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画との関連付けを検討し、現場の状況や民間協力者から得た知見を施策等に反映させ、罪を犯した者の偏見を取り去ることに寄与したい。【鳥取県／第3回】

(2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方

ア 現在、県内の市町村において、重層事業への着手が検討されており、そのための予算も想定されるところ、その中に罪を犯した者への支援についても、しっかりと組み込んでもらいたい。【鳥取県定着／第3回】

イ 令和4年度に予定している県の計画の更新に合わせて、関係機関と取組の整理を行いたい。まず中心である入口支援の取組方法のほか、国、県、市町村の役割分担や連携方法についての整理が必要である。【鳥取県定着／第3回】

(3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

ア 地域定着促進事業を安定して運営していくための確実な予算確保をお願いしたい。【鳥取県定着／第3回】

イ 罪を犯した者の身元引受人が地域で肩身の狭い思いをしていることから、それらの者への偏見を取り除いていくことや支援への理解を深めていくことについて、考えてもらう必要がある。【渡辺病院／第3回】

ウ 統計情報を含め、様々な情報の整理が必要である。【鳥取市／第3回】

エ 住居の確保において、保証人や携帯電話の契約の問題などを解決していく必要がある。【米子生活と健康を守る会／第3回】